

臨時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年11月20日（金曜日）
午後3時

開催
場所

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b

決議
事項

第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

招集ご通知 P 1

株主総会参考書類 P 3

■ ご来場について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ お土産について

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード3676
(発信日) 2026 年11月 5 日
(電子提供措置の開始日) 2026 年10月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社デジタルハーツホールディングス
代表取締役社長 筑 紫 敏 矢

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.digitalhearts-hd.com/ir/library/meeting/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デジタルハーツホールディングス」または「コード」に証券コード「3676」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月19日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2026年11月20日（金曜日）午後3時
2.場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b

3.目的事項

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本臨時株主総会に関する「決議ご通知」につきましては、書面の郵送に代えて、当社ウェブサイト（<https://www.digitalhearts-hd.com/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社が2026年8月6日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、株式会社Sandbox（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年8月6日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、譲渡制限が付されていることから本公開買付け（以下に定義します。）に応募することができない当社の代表取締役社長CEOである筑紫敏矢氏（以下「筑紫氏」といいます。）が所有する譲渡制限付株式を含み、当社の代表取締役会長であり公開買付者の代表取締役である宮澤栄一氏（以下「宮澤氏」といいます。）が本公開買付け開始時に所有する当社株式（9,425,633株、所有割合（注1）：42.27％）のうち公開買付けに応募しなかった株式（8,925,633株）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年8月6日付で公表した「2027年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数（23,890,800株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,591,996株）を控除した株式数（22,298,804株）に対する割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入。）。以下同じです。

そして、当社が2026年9月25日に公表した「株式会社Sandboxによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主、支配株主（親会社を除く。）及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2026年8月7日から同年9月24日まで本公開買付けを実施した結果、2026年9月30日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式11,187,236株（所有割合：50.17％）を保有するに至りました。

本公開買付け並びに当社の株主を公開買付者及び宮澤氏のみとするための株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下に記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、本公開買付けによる当社株式の取得及び所有を主たる目的として2026年7月13日付で設立された株式会社とのことであり、2026年9月30日現在、当社の代表取締役会長である宮澤氏（所有株式数：8,925,633株、所有割合：40.03%）がその発行済株式の全てを所有し、公開買付者の代表取締役を務めているとのことです。

当社は、2013年10月1日に株式会社デジタルハーツによる単独株式移転を通じて設立された株式会社であり、株式会社デジタルハーツは、2001年4月に有限会社デジタルハーツとして設立され、主にコンソールゲーム（注2）を対象とするデバッグサービス（注3）の提供を開始しました。株式会社デジタルハーツは、2003年10月に株式会社に組織変更した上で、2008年2月に東京証券取引所マザーズ市場にその株式を上場した後、2011年2月には東京証券取引所市場第一部へ市場変更しました。その後、2013年10月1日に株式会社デジタルハーツによる単独株式移転を通じて当社が設立されるとともに、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場し、その後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行しております。

（注2）「コンソールゲーム」とは、Nintendo Switch 2など、ゲームをプレイする際に専用の機器を必要とするゲームを意味します。

（注3）「デバッグサービス」とは、ゲームソフトの不具合を検出するサービスを意味します。

当社の企業グループは、2026年3月31日現在において、純粋持株会社である当社、連結子会社22社、持分法適用会社4社（以下、当社、連結子会社及び持分法適用会社を総称して「当社グループ」といいます。）で構成されており、「SAVE the DIGITAL WORLD」という企業ミッションのもと、エンターテインメントコンテンツ向けにサービスを提供するDHグループ事業及びエンタープライズシステム向けにサービスを提供するAGESTグループ事業を展開することで、顧客企業におけるソフトウェア開発の品質向上を総合的に支援しております。また、当社グループは、AI技術の急速な発達や企業のデジタルトランスフォーメーションの進展により、ソフトウェア開発・品質保証、サイバーセキュリティ及びデジタルサービス関連市場において新たな事業機会が創出されるなど、産業構造が大きく変化していると認識しております。このような事業環境の変化を踏まえ、当社グループは、既存のデバッグ・品質保証サービスの枠組みを超え、AI関連ソリューション、サイバーセキュリティ、デジタルサービス及び先端テクノロジー分野等の成長領域への進出及び投資を推進しています。このような取り組みの一環として、2026年3月19日の取締役会において、当社内にコーポレート・ベンチャー・キャピタル機能を担う「CVC部門」を新設し、CVC関連事業として、AI、ソフトウェア・ITサービス、サイバーセキュリティその他の成長分野におけるスタートアップ企業への投資を行うこととしております。

DHグループ事業においては、主に、コンソールゲーム、モバイルゲーム等のエンターテインメント向けコンテンツを対象に、以下のサービスを提供しております。

（i）国内デバッグ：主に、コンソールゲーム、モバイルゲーム等を対象に、ソフトウェアの

不具合をユーザー目線で検出し顧客企業に報告するサービスを提供しております。

- (ii) グローバル及びその他：ゲームタイトルを海外展開する際に必要な翻訳・LQA（注4）やマーケティング支援等を行うグローバルサービスのほか、ゲームの受託開発・2D/3Dグラフィック制作を行うクリエイティブサービス、総合ゲーム情報サイト「4Gamer.net」の運営等を行うメディアサービス等を提供しております。

（注4）「Linguistic Quality Assurance」の略称であり、ゲームタイトルを多言語展開する際にゲーム内で実際に翻訳が適切に表示・機能しているかを確認する品質検証を意味します。

AGESTグループ事業においては、主に、Webシステムや業務システム等のエンタープライズ向けシステムを対象に以下のサービスを提供しております。

- (i) QAソリューション：主に、エンタープライズシステムの不具合を検出するシステムテスト、テスト自動化支援、セキュリティテスト、ERP（注5）の導入支援等のサービスを提供しております。

（注5）「Enterprise Resource Planning」の略称であり、企業の基幹業務を統合的に管理するためのシステムを意味します。

- (ii) セキュリティ及びその他：主に、セキュリティ監視、システムの保守・運用支援等のサービスを提供しております。

一方、宮澤氏は、当社の足許の事業の状況について、以下のとおり認識しているとのことです。

当社は、エンターテインメントコンテンツ向けにサービスを提供するDHグループ事業及びエンタープライズシステム向けにサービスを提供するAGESTグループ事業の2つの事業を展開しており、この2つの事業は、それぞれ全く異なるビジネスモデルや専門性を有していることから、両事業がそれぞれ専門性に特化した独自の成長戦略を推進していると認識しているとのことです。DHグループ事業においては、主にコンソールゲームやモバイルゲームの不具合を検出する国内デバッグサービスのほか、ゲームの翻訳・LQA、マーケティング支援、ゲーム開発支援、カスタマーサポートを行うグローバル及びその他のサービスを提供しており、一方、AGESTグループ事業においては、主に、エンタープライズシステムの不具合を検出するシステムテスト、受託開発、ERPの導入支援を行うQAソリューションのほか、ソフトウェアやネットワークの監視・攻撃検知・対策を行うSOC（Security Operation Center）運営、システムの保守・運用支援を行うITサービス及びその他のサービスを提供していると認識しているとのことです。

また、当社は、両事業の成長ポテンシャルを最大化することを目的に、2023年5月よりAGESTグループ事業の中核子会社である株式会社AGEST（以下「AGEST」といいます。）の株式分配型スピンオフ及び上場（以下「スピンオフ上場」といいます。）の準備を進めておりましたが、AI技術やそれを活用したツールの急速な発展により、SaaSをはじめとする既存ITビジネスの成長性に対する市場の見方がより慎重になっており、不透明感の高い株式市場環

境下でのスピンオフ上場断行は、株主利益を毀損し得ると判断し、スピンオフ上場の方針を取り下げることで、従来のAGESTグループ事業とDHグループ事業を分離してそれぞれの企業価値最大化を目指す方針から、AGESTをグループ内に維持したまま、両事業の経営資源や顧客基盤を活用しながら、AI関連サービス及びセキュリティソリューションの強化やグローバル品質保証サービスの拡充を推進する方針へと転換したものと認識しているとのことです。かかる方針転換により、当社においては事業ポートフォリオの再構築やAI時代を見据えた新たな成長戦略の実行が重要な経営課題となっているものと考えているとのことです。そして、近時の生成AIの急速な進化及び普及に伴い、当社を取り巻く事業環境は加速度的に変化しており、こうした構造変化への対応が急速に求められている状況と考えているとのことです。

例えば、生成AIにより開発コストが下がり、開発スピードが上がることでプロダクト開発のハードルが低下し、ゲーム・システム開発への新規参入が容易になることによって、競争環境が激化する可能性があると考えているとのことです。また、AIの普及に伴いセキュリティリスクへの対応や業務効率化・生産性向上を目的としたAI関連案件の需要拡大が見込まれているとのことです。他方で、当該市場の成長性に着目した既存事業者や新規参入事業者の増加により、AI関連サービス市場における競争環境が激化する可能性があると考えているとのことです。加えて、ITサービスセクターにおいては、労働集約性が高い領域の一部はAIにより代替される可能性があり、サービス単価の低下や案件獲得競争の激化を通じて、当社グループの収益性に影響を及ぼす可能性があると考えているとのことです。こうした競争環境が激化する中においても、当社の企業価値を今以上に向上させるには、(i) AI関連ケイパビリティの強化を目的としたR&D投資や設備投資、(ii) 国内外の有望企業・スタートアップとの資本業務提携や買収、(iii) 事業モデルの変革、(iv) AIの進展に伴うセキュリティリスクの拡大を見据えた体制・サービス強化といった施策の実施が急務になると考えているとのことです。具体的には以下のような取り組みを実施することを検討しているとのことです。

(i) AI関連ケイパビリティの強化を目的としたR&D投資や設備投資

当社のAGESTグループ事業は、AIの普及を背景に大きく事業環境が変化しており、生成AIの活用によるソフトウェア開発工程の効率化・自動化が進展した結果、新規事業者の参入や競合他社のサービス高度化が進み、市場競争が一層激化していると考えているとのことです。また、企業におけるAI活用の拡大に伴い、AI関連の品質保証、セキュリティ対策及びシステム導入・運用支援に対する需要が高まる等、顧客ニーズや求められるサービス内容も変化しているとのことです。これらの変化に迅速に対応すべく、AI機能を標準搭載した独自のテストツール「TFACT（ティファクト）」や、今後需要の拡大が見込まれる純国産のSBOM（Software Bill of Materials）管理ツールをローンチしており、AI時代に即したQAモデルの確立やエンジニア数に依存しない新たな収益モデルの構築に努めていると認識しているとのことです。一方、AIの学習データとなる独自データの保有・蓄積、AIテクノロジーやユーザー企業とのエコシステム拡大によるネットワーク効果の強

化が今後のビジネスの成否を分ける可能性があり、当社の既存プロダクトの強化や更なる新サービスの確立に向けた投資が必要になると考えているとのことです。

(ii) 国内外の有望企業・スタートアップとの資本業務提携や買収

足許の生成AIがもたらす構造変化に対応するため、高度な人材の確保、研究開発投資及びAI基盤への投資が重要性を増しており、ドラスティックな事業・財務戦略が求められる可能性があるとのことです。その結果、国内では垂直型買収、国内プレイヤーを中心とする再編が進む可能性があり、近時は中小規模同士での経営統合も散見されると認識しているとのことです。AIによる多段階下請け構造の変化、合従連衡が進む可能性が見込まれる中で、当社としても更なる企業買収を通じた事業規模の拡大による企業体力の向上、投資体力の捻出も必要と考えているとのことです。また、生成AIの進化や活用方法は海外が先行しているケースが多いため、海外のユースケースの活用も重要であることから、グローバル企業及びスタートアップとの提携も必要だと考えているとのことです。

(iii) 事業モデルの変革

AGESTグループ事業に関して、足許のITサービスセクターでは、労働集約性が高い領域はAIにより代替される傾向があり、大手SIer（注6）は二次請けに外注していた業務をAIで代替し内製化することで、多重下請け構造が解消される可能性があるものと認識しているとのことです。一方、従来SIerが担ってきた組織調整、業務定義の上流工程や成果物に対する受託責任の重要性は残存するものと認識しているとのことです。よって、下流工程のテスト業務は独自のAIツールをSIerに提供するSaaS型モデルに転換し、人によるサービスは上流工程の企画・設計段階ヘリスキングする必要があると考えているとのことです。また、DHグループ事業やAGESTグループ事業（とりわけソフトウェアテスト事業）における労働力供給を前提とした時給課金型のビジネスモデルへの依存から脱却し、成果に応じて収益を分配するレベニューシェアモデルの導入など収益の多角化・付加価値化や知的財産（IP）を活用して収益を生み出すIP型ビジネスの強化が必要であると考えているとのことです。

（注6）「SIer」とは、システムインテグレーションを担う事業者の略称であり、システムインテグレーションとは、顧客の要望に応じてシステム開発や運用等を請け負う事業又はサービスのことをいいます。

(iv) AIの進展に伴うセキュリティリスクの拡大を見据えた体制・サービス強化

2026年1月、米Anthropic社が、従来から提供していた生成AI「Claude」の機能を拡張した自律型AI「Claude Cowork」を発表したことにより、人間の業務の一部がAIによって代替される現実性が一層高まったと認識しているとのことです。さらに同年4月には同社より「Mythos」が公表され、従来人間では発見困難であった脆弱性の特定や、それを悪用するコード生成・攻撃の可能性が指摘されることで、高度AIがもたらす新たなリスク

が顕在化しつつあると考えているとのことです。技術進展のスピードを踏まえると、これら高度AIが将来的に一般に広く利用される可能性は高く、誰もが高度な攻撃能力を容易に得る時代が到来することも想定されとのことです。悪意ある利用者の存在を前提とすれば、サイバーセキュリティリスクの一層の拡大は不可避と考えられるとのことです。このような環境変化は、当社のセキュリティ事業を展開するAGESTグループ事業にとって構造的な市場転換点を意味しており、かかる環境変化にあわせたサービスの拡大に向けて、高度な専門人材の採用・育成、AI関連技術の研究開発、先進的な技術を有する企業との提携やM&Aの実施に加え、生成AI、クラウド及びデジタルサービスに対応した品質保証・セキュリティサービスの提供能力を強化するための検証環境並びにテスト自動化基盤及びデータ基盤等のシステム基盤の整備への迅速な対応が必要になると考えているとのことです。

上記の取り組みは、いずれも多額の初期投資や継続的な投資を要することから、短期的には当社の収益及びキャッシュ・フローの悪化が懸念されると考えているとのことです。また、これらの取り組みは、新規性が高く、期待する収益を十分に創出できるか否かの不確実性も相対的に大きいことに加え、機動的な意思決定を伴う企業行動が求められるとのことです。さらに、上場を維持したままで上記各施策を実施した場合、資本市場から十分な評価・理解を得られにくい可能性もあり、その結果、当社の株価や財務状況にも悪影響を及ぼすことの懸念や、当社の一般株主の皆様にも不利益を与える可能性があると考えているとのことです。

また、宮澤氏としては、当社は、2008年2月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、知名度の向上による優れた人材の確保や、社会的な信用力の向上を通して上場企業として様々なメリットを享受してきたと認識しているものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上については株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の当社の財務状況から、当面は借入れによる資金調達によって必要資金を賄い、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込んでいないこと、当社株式の上場を維持するためには相応のコストが必要となることを踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えているとのことです。

以上のような検討の過程において、AI技術やそれを活用したツールの急速な発展により、SaaSをはじめとする既存ITビジネスの成長性に対する市場の見方がより慎重になっており、株式市場の不透明感が高まったことを受け、当社が検討していたスピンオフ上場の取り下げに関する検討を進めるとともに、宮澤氏は、2026年2月以降、当社の企業価値向上を実現するための選択肢の一つとして、当社株式の非公開化についても本格的な検討を開始し、2026年5月下旬、当社の一般株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく当社株式を売却できる機会を提供するとともに、当社株式を非公開化することで、宮澤氏の経営能力及び経営資源を最大限活用することが、当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断するに至ったとのことです。また、宮澤氏は、当社が、短期的な業績変動に左右されることなく、将来を

見据えた経営課題に機動的に対処し、安定した経営体制の下で中長期的に持続的な企業価値向上を実現させていくためには、本取引を通じてマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化した上で当社の資本構成を再構築するとともに、急激な事業環境の変化に適応した機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を整備した上で諸施策を実行し、事業の積極的展開に取り組むことが、最も有効な手段であると考えているに至ったとのことです。

これを踏まえ、宮澤氏は、2026年6月4日、当社に対し、本取引を行うことを提案する旨の提案書を提出するとともに、本取引の実施に向けた協議・交渉の申入れを行ったとのことです。

一方、当社は、2026年6月4日に宮澤氏から本取引を行うことを提案する旨の提案書を受領したことを踏まえ、本取引に対する具体的な検討を開始しました。

具体的には、当社は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に係る当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、当社取締役会における意思決定が当社の一般株主にとって公正なものとなることを確保すること等を目的として、2026年6月11日開催の当社取締役会において、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立した委員によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を決議しました。本特別委員会の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

また、当社は、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2026年6月11日に、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、同月12日に、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を、それぞれ選任しました。

なお、本特別委員会は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会に付与された権限に基づき、2026年6月15日開催の本特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

また、本特別委員会は、諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立した独自の第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下

「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます。)を選定しました。

上記の検討体制の下、当社及び本特別委員会は、本取引の是非や本公開買付価格の公正性について、TMI総合法律事務所、KPMG及びマクサス・コーポレートアドバイザーからの助言も随時受けながら、公開買付者との間で継続的に協議・交渉を行い、慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、宮澤氏は、2026年7月15日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格として900円（提案日の前営業日である2026年7月14日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値730円に対して23.29%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値720円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して25.00%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値760円に対して18.42%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値829円に対して8.56%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする旨の初回の価格提案を行いました。これに対して、本特別委員会は、2026年7月16日に、宮澤氏に対して、当該提案価格は第三者算定機関における算定結果を踏まえると、当社株式の本源的価値に照らして十分な価格とはいえないことから提案価格の引上げ要請を行いました。そこで、宮澤氏は、2026年7月21日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格を980円（提案日の前営業日である2026年7月17日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値727円に対して34.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値726円に対して34.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値753円に対して30.15%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値825円に対して18.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を行いました。これに対して、本特別委員会は、2026年7月22日に、宮澤氏に対して、当該提案価格は第三者算定機関における算定結果を踏まえると、当社株式の本源的価値に照らして十分な価格とはいえないことから提案価格の引上げ要請を行いました。そこで、宮澤氏は、2026年7月24日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,025円（提案日の前営業日である2026年7月23日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値729円に対して40.60%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値732円に対して40.03%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値745円に対して37.58%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値818円に対して25.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を行いました。これに対して、本特別委員会は、2026年7月27日に、宮澤氏に対して、当該提案価格は第三者算定機関における算定結果を踏まえると、当社株式の本源的価値に照らして十分な価格とはいえないことから提案価格の引上げ要請を行いました。そこで、宮澤氏は、2026年7月29日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,040円（提案日の前営業日である2026年7月28日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値747円に対して39.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値736円に対して41.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値740円に対して40.54%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値813円に対して27.92%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を行いました。これに対して、本特別委員会は、2026年7月30日に、宮澤氏に対

して、第三者算定機関における算定結果を踏まえて、本公開買付価格を1,090円に引き上げるように要請を行いました。そこで、宮澤氏は、2026年8月3日に、当社及び本特別委員会に対して、本公開買付価格を1,060円（提案日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値755円に対して40.40%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値740円に対して43.24%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値740円に対して43.24%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値810円に対して30.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする最終提案を行いました。これに対して、本特別委員会は、2026年8月6日に宮澤氏に対して、本公開買付価格を1,060円とすることについて内諾する旨の回答をしました。

以上の経緯の下、当社は、以下の点等を踏まえ、本取引が当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

- ・ AIの急速な進展は、ソフトウェア開発の在り方のみならず、企業のビジネスモデルや競争環境にも大きな変化をもたらしており、株式市場においても、高性能AIモデルの登場を契機にIT関連企業の株価が大きく下落するなど、AIが企業価値に与える影響の大きさが広く認識されるようになったこと。
- ・ このような近時のAIの急速な進化及び普及や企業価値への影響を踏まえると、今後、当社グループが中長期的な企業価値を向上するにあたっては、AIの普及を通じてITサービスセクターにおける新規参入が容易になるおそれがあることや、労働集約性が高い領域の一部がAIに代替されるおそれがあることといった経営課題に対して、機動的に対処していくことが必要であること。
- ・ 上記（i）から（iv）に記載の宮澤氏が企図する取り組み（AI関連ケイパビリティの強化を目的としたR&D投資や設備投資、国内外の有望企業・スタートアップとの資本業務提携や買収、事業モデルの変革及びAIの進展に伴うセキュリティリスクの拡大を見据えた体制・サービス強化）は、上記の経営課題に対処するための施策であると評価することができ、その内容も合理的といえること。
- ・ 本取引を通じて、当社株式を非公開化するとともに、当社の株主を、当社グループの事業内容及び経営環境に知見を有する宮澤氏がその発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務める公開買付者のみとすることは、上記の取り組みを機動的かつ適切に対応するために有用といえること。
- ・ 一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなる可能性が考えられるものの、これまでの当社グループのエクイティ・ファイナンスの活用状況、当社グループの現在の財務状況やITサービスセクターの市場環境を踏まえると、エクイティ・ファイナンスの活用による株式市場からの資金調達は必ずしも合理的な手法とはいえず、株式市場からの資金調達を行うことができなくなることが当社グループの事業に重

大な悪影響を及ぼすものとはいえないこと。

- ・また、一般に、株式の非公開化を行った場合には、上場会社として享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社グループがこれまでに培ってきた知名度や信用力及び当社グループにおける取引環境や採用環境を踏まえると、株式の非公開化が当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすとは考えにくいこと。

また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格は公正であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- ・本公開買付価格である1,060円は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMGによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限値を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内に入る価格であること。
- ・本公開買付価格である1,060円は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されているマクサス・コーポレートアドバイザリーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限値を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの基準値（感応度分析において用いた割引率及び永久成長率の中央値を使用して算出された数値）を上回る価格であること。
- ・本公開買付価格である1,060円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年8月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値752円に対して40.96%、2026年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値741円に対して43.05%、過去3ヶ月間の終値単純平均値739円に対して43.44%、過去6ヶ月間の終値単純平均値805円に対して31.68%のプレミアムが加算されており、類似取引事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年6月17日までの間に公表され、かつ成立した非公開化を目的とした公開買付け事例のうち、案件公表前のPBRが1倍以上のマネジメント・バイアウト（MBO）事例であって、対象会社が賛同・応募推奨意見を表明した事例49件）におけるプレミアムの平均値が、発表明日前日の終値に対して38.58%、同直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.47%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して43.45%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して43.93%であることが認められることを踏まえると、本公開買付価格は、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らし

て遜色ない水準と評価できること。

- ・下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、マクス・コーポレートアドバイザーが、本公開買付価格(1,060円)が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であると考えている旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)を表明していること。
- ・本公開買付けにおいては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・本公開買付価格は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及び宮澤氏の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・当社が本特別委員会から2026年8月6日付で取得した答申書(以下「本答申書」といいます。)においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正である旨判断されていること。
- ・なお、当社は、2026年5月13日付「特別損失(連結・個別)の計上及び個別業績と前期実績との差異に関するお知らせ」にて、のれんに係る減損損失(減損)の計上(238百万円)及び関係会社株式評価損(個別)の計上(172百万円)を公表しているが、当該減損損失及び関係会社株式評価損はいずれも本取引とは関連しない通常の決算手続きに基づき計上されたものであり、宮澤氏はその契機又は内容に関与したものではなく、また、その内容も当社が採用する会計基準に照らして適切なものであることから、当該公表を行ったことが本公開買付価格の公正性に影響を与えるものではないと考えられること。

以上より、当社は、2026年8月6日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。当該取締役会における決議の方法については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

そして、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て(ただし、宮澤氏が公開買付けに応募しなかった株式(8,925,633株)及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することができなかったことから、当社は、公開買付者による要請を受け、当社の株主を公開買付者及び宮澤氏のみとするため、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容(本株式併合の内容)」に記載のとおり、

本株式併合を実施することとし、本臨時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び宮澤氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（本株式併合の内容）

（1）併合の割合

当社株式について、2,975,211株を1株に併合いたします。

（2）本株式併合の効力発生日

2026年12月15日

（3）効力発生日における発行可能株式総数

25株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項等についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、2,975,211株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び、以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

（1）1株未満の端数が生じる場合の処理の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び宮澤氏以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及び宮澤氏のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること等に鑑み、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所

の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年12月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,060円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社Sandbox（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社みずほ銀行からの14,851百万円を限度とした借入れにより賄うことを予定していたところ、当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2026年8月7日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年12月下旬を目途に、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2027年1月中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2027年3月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

(2) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、株主の皆様が保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,060円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付することを予定しております。また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格は公正であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- ・本公開買付価格である1,060円は、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMGによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限値を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内に入る価格であること。
- ・本公開買付価格である1,060円は、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されているマクサス・コーポレートアドバイザリーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限値を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの基準値（感応度分析において用いた割引率及び永久成長率の中央値を使用して算出された数値）を上回る価格であること。
- ・本公開買付価格である1,060円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年8月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値752円に対して40.96%、2026年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値741円に対して43.05%、過去3ヶ月間の終値単純平均値739円に対して43.44%、過去6ヶ月間の終値単純平均値805円に対して31.68%のプレミアムが加算されており、類似取引事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年6月17日までの間に公表され、かつ成立した非公開化を目的とした公開買付け事例のうち、案件公表前のPBRが1倍以上のマネジメント・バイアウト（MBO）事例であって、対象会社が賛同・応募推奨意見を表明した事例49件）におけるプレミアムの平均値が、発表日前日の終値に対して38.58%、同直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.47%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して43.45%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して43.93%であることが認められることを踏まえると、本公開買付価格は、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らして遜色ない水準と評価できること。
- ・下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、マクサス・コーポレートアドバイザリーが、本公開買付価格（1,060円）が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であると考える旨の本フェアネス・オピニオンを表明していること。

- ・本公開買付けにおいては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・本公開買付価格は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及び宮澤氏の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・当社が本特別委員会から2026年8月6日付で取得した本答申書においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正である旨判断されていること。
- ・なお、当社は、2026年5月13日付「特別損失（連結・個別）の計上及び個別業績と前期実績との差異に関するお知らせ」にて、のれんに係る減損損失（減損）の計上（238百万円）及び関係会社株式評価損（個別）の計上（172百万円）を公表しているが、当該減損損失及び関係会社株式評価損はいずれも本取引とは関連しない通常の決算手続きに基づき計上されたものであり、宮澤氏がその契機又は内容に関与したものではなく、また、その内容も当社が採用する会計基準に照らして適切なものであることから、当該公表を行ったことが本公開買付価格の公正性に影響を与えるものではないと考えられること。

加えて、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決定した2026年10月23日の取締役会決議時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により当社の株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については相当であると判断しております。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下①乃至⑥の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていなくても、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2026年6月11日開催の取締役会決議により、特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役について、公開買付者、宮澤氏及び当社並びに本取引の成否からの独立性を有しており、委員としての適切な資質を有することを確認したうえで、柳谷孝氏(当社の独立役員である社外取締役)、牟禮恵美子氏(当社の独立役員である社外取締役)及び近澤諒氏(当社の社外取締役)の3名から構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておらず、本特別委員会の報酬は、答申内容及び本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社取締役会は、2026年6月11日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、(i) 本取引を実施することの是非(本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを含む。)を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと並びに(ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること(以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問しました。なお、当社取締役会は、本諮問事項への答申に際しては、①当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件及び手続の公正性について検討・判断するものとするを併せて決議しております。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉(当社の役職員や当社の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザー(以下「アドバイザー等」といいます。)を通じた間接的な交渉を含む。)を行うこと、(ii) 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、当社の費用負担により、自らのアドバイザー等を選任若しくは指名すること、又は当社のアドバイザー等を指名し、

若しくは承認（事後承認を含む。）すること、(iii) 本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(iv) 当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報（事業計画の妥当性・合理性に関する情報を含む。）を受領すること、並びに（v）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議しております。

（ii）検討の経緯

本特別委員会は、2026年6月15日より2026年8月6日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、本特別委員会は、2026年6月15日、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

また、本特別委員会は、2026年6月25日、本諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立した独自の第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザリーを選定するとともに、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。また、本特別委員会は、宮澤氏から本取引を提案するに至った背景・目的、本取引のスキーム、条件等、本取引後の経営方針等について説明を受け、これらに対する質疑応答を行いました。更に、本特別委員会は、KPMG及びマクサス・コーポレートアドバイザリーによる当社株式の価値算定の前提となる当社が作成した2027年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受けるとともに、質疑応答を行ったうえで、その合理性を確認し、承認しました。

さらに、本特別委員会は、マクサス・コーポレートアドバイザリー及びKPMGから、当社株式の株式価値の算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

なお、本特別委員会は、2026年7月15日に当社及び本特別委員会が宮澤氏から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、宮澤氏から本公開買付価格を1株当たり1,060円とする旨の提案を受けるに至るまで、宮澤氏からの提案価格について、その都度当社株式価値の試算状況や市場株価に対するプレミアムの水準（類似案件との比較を含む。）等についてもKPMG及びマクサス・コーポレートアドバイザリーから助言を受けながら、書面を通じて、

宮澤氏との間で延べ4回に亘る価格交渉を実施しており、宮澤氏との交渉に実質的に関与しています。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年8月6日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、本意見表明プレスリリースをご参照ください。

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称及び公開買付関連当事者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立した独自の第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザーを選定するとともに、当社株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、マクサス・コーポレートアドバイザーより2026年8月6日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（マクサス・コーポレートアドバイザー）」）といたします。）及び本フェアネス・オピニオンを取得しました。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザーは、公開買付者、宮澤氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

また、本取引に係るマクサス・コーポレートアドバイザーに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

マクサス・コーポレートアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、当社株式の1株当たり株式価値の算定を行いました。

上記の各手法において算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 739円から805円
DCF法	: 953円から1,175円

市場株価平均法では、算定基準日を本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年8月5日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の同日の終値752円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値741円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値739円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値805円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を739円から805円と算定しています。

DCF法では、本事業計画に基づく損益予測及び投資計画、直近までの業績動向、並びに一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、2027年3月期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を953円から1,175円と算定しています。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）を採用し、当社の企業規模等を勘案したサイズリスク・プレミアムを加味した上で、10.3%～11.3%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及び当社が属する業界の成長率等を総合的に勘案した上で永久成長率は1.0%～2.0%として、継続価値を17,190百万円から22,065百万円と算定しております。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として公開買付者、宮澤氏との間で利害関係を有しない当社代表取締役社長である筑紫氏及び従業員から組成されたチームが作成しており、公開買付者、宮澤氏はその作成に一切関与しておりません。また、本事業計画は特別委員会における検討を経て承認されております。本事業計画は、DHグループ事業及びAGESTグループ事業における直近までの業績や外部環境等、具体的には、ゲーム・エンタメ産業のグローバル化の進展による市場のボーダーレス化、また生成AIやAIエージェントの台頭による開発環境やIT・セキュリティ市場の変化等を勘案の上で、既存事業のオーガニックな成長に加えて、外部環境の変化に対応するAI関連ケイパビリティの強化・サービスの拡大等を前提として、合理的に予測可能な期間を2027年3月期から2029年3月期までの3期分としております。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的な影響を見積もることが困難であるため、反映しておりません。

マクス・コーポレートアドバイザーがDCF法による算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、大幅な増減益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	41,087	41,858	43,438
営業利益	2,729	2,874	3,115
EBITDA	3,827	4,076	4,411
フリー・キャッシュ・フロー	1,759	1,952	2,249

マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社等の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、本事業計画については、公開買付者、宮澤氏を除いた、当社代表取締役社長である筑紫氏及び従業員から組成されたチームによる、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

マクサス・コーポレートアドバイザーは、本特別委員会からの依頼に基づき、本公開買付価格が、一定の条件（注7）の下に、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとする旨の本フェアネス・オピニオンを、2026年8月6日付で本特別委員会に対して提供しております。

（注7）本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価平均法及びDCF法による株式価値算定結果に照らして、本公開買付価格である1株当たり1,060円が、当社の株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測において、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味されておられません。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、公開されている情報及び当社より提供を受けた情報等を正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社の事業計画作成者がこれらの情報を重要な点で不正確又は誤解を招くものとする事実又は状況を認識していないことを前提としております。当社の事業計画については、当社の事業計画作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備、作成されていることを前提としております。マク

サス・コーポレートアドバイザーは、当社の事業計画作成者が作成した事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、これらの事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、本フェアネス・オピニオンの日付までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社及び当社の関係会社の資産・負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について独自に評価・鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提供も受けておりません。マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社の資産又は施設の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。したがって、マクサス・コーポレートアドバイザーは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものではありません。

本フェアネス・オピニオンの作成にあたってマクサス・コーポレートアドバイザーが当社に要求した情報のうち、当社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもマクサス・コーポレートアドバイザーが評価の基礎として使用できなかったものについては、マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社の同意の下で、マクサス・コーポレートアドバイザーが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。マクサス・コーポレートアドバイザーのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、マクサス・コーポレートアドバイザーは独自の検証を行っておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、本公開買付けが重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、当社又は本公開買付けで想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができると、並びにかかる承認及び同意の内容が、本公開買付価格に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、当社は、本公開買付価格に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社より提供又は開示を受けた情報のほか、本公開買付価格に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、当社に確認の上、前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本取引の是非について、本特別委員会に対して助言することを意図するものではなく、また、かかる助言を構成するものでもありません。さらに、本

フェアネス・オピニオンは、本取引について、当社が利用若しくは実行できる可能性のある他の戦略若しくは取引と比較した場合の相対的な利点、又は当社が本取引を実行若しくは継続するにあたっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本取引又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け公表の前後を問わず、当社の株価について意見を表明するものではありません。

マクサス・コーポレートアドバイザーの意見は、本フェアネス・オピニオンの日付時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びマクサス・コーポレートアドバイザーが入手可能な情報に基づいております。本フェアネス・オピニオンの日付以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、マクサス・コーポレートアドバイザーは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

③ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言

当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2026年6月11日に、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者、宮澤氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、TMI総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに公開買付者及び当社との関係

当社は、本取引に関して検討を進めるにあたり、2026年6月12日に、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付者、宮澤氏及び当社から独立した独自の第三者算定機関としてKPMGを選定するとともに、当社株式の株式価値の算定を依頼し、KPMGより2026年8月6日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（KPMG）」といいます。）を取得しました。なお、当社としては、宮澤氏と協議・交渉する権限を本特別委員会に付与しており、本特別委員会において本取引の取引条件等に関する協議・交渉をすることを予定していたこと、本特別委員会がマクサス・コーポレートアドバ

イザリーからフェアネス・オピニオンを取得して最終的な判断を行うことを予定していたことから、当社において別途KPMGからフェアネス・オピニオンを取得することとはしておりません。

KPMGは、公開買付者、宮澤氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るKPMGに対する報酬には、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行も勘案すれば、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりKPMGを当社の独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(ii) 算定の概要

KPMGは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、当社株式の1株当たり株式価値の算定を行いました。

上記の各手法において算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 739円から805円
DCF法	: 986円から1,213円

市場株価平均法では、算定基準日を本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年8月5日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の同日の終値752円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値741円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値739円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値805円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を739円から805円と算定しています。

DCF法では、本事業計画に基づく損益予測及び投資計画、直近までの業績動向、並びに一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、2027年3月期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を986円から1,213円と算定しています。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、当社の企業規模等を勘案したサイズリスクプレミアムを加味した上で、9.5%～10.5%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率は1.0%～2.0%として、継続価値を18,710百万円から23,719百万円と算定しております。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として公開買付者、宮澤氏との間で利害関係を有しない当社代表取締役社長である筑紫氏及び従業員から組成されたチームが作成しており、公開買付者、宮澤氏はその作成に一切関与しておりません。また、本事業計画は特別委員会における検討を経て承認されております。本事業計画は、DHグループ事業及びAGESTグループ事業における直近までの業績や外部環境等、具体的には、ゲーム・エンタメ産業のグローバル化の進展による市場のボーダーレス化、また生成AIやAIエージェントの台頭による開発環境やIT・セキュリティ市場の変化等を勘案の上で、既存事業のオーガニックな成長に加えて、外部環境の変化に対応するAI関連ケイパビリティの強化・サービスの拡大等を前提として、合理的に予測可能な期間を2027年3月期から2029年3月期までの3期分としております。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的な影響を見積もることが困難であるため、反映しておりません。

KPMGがDCF法による算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期に予定されているDHグループ事業におけるグループ会社への出資に係る段階的支出が一時的であることから、2028年3月期においては資本的支出が減少することによる大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	41,087	41,858	43,438
営業利益	2,729	2,874	3,115
EBITDA	3,827	4,076	4,411
フリー・キャッシュ・フロー	1,105	2,002	2,030

KPMGは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社等の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、本事業計画については、公開買付者、宮澤氏を除いた、当社代表取締役社長である筑紫氏及び従業員から組成されたチームによる、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、KPMGから受けた財務的見地からの助言及び株式価値算定書（KPMG）の内容、株式価値算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）の内容並びに本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格が公正か否かについて、慎重に協議・検討しました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本取引が当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付価格は公正であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年8月6日開催の当社取締役会において、当社の取締役8名のうち、宮澤氏を除く取締役7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち宮澤氏は公開買付者の唯一の株主であり、かつ、公開買付者の代表取締役であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑥ 公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、当該期間よりも長期の31営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することで、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、当社株式に対する公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記の期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2026年8月7日から同年9月24日まで当社株式に対する本公開買付けを実施し、その結果、公開買付者は、2026年9月30日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式11,187,236株（所有割合：50.17%）を保有するに至りました。

(2) 剰余金の配当の不実施

当社は、2026年8月6日付「2027年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(3) 自己株式の消却

当社は、2026年10月23日開催の取締役会において、2026年12月14日付で当社の自己株式1,591,998株（2026年9月30日現在の当社が所有する自己株式数）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却及び本株式併合後の発行済株式総数は、7株となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は25株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び宮澤氏のみとなるため、基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第10条（基準日）及び定款第13条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年12月15日に効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>76,800,000</u> 株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>25</u> 株とする。
（単元株式数）	（削除）
第6条 当社の単元株式数は、100株とする。	

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 第8条～第9条 (条文省略) (基準日) 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。 第3章 株主総会 第11条～第12条 (条文省略) (電子提供措置等) 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第14条～第45条 (条文省略)	(削除) 第6条～第7条 (現行どおり) (削除) 第3章 株主総会 第8条～第9条 (現行どおり) (削除) 第10条～第41条 (現行どおり)

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b
T E L 03-5333-1231

(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)

- ・株主総会当日のお土産はございませんので、ご了承ください。
- ・本株主総会での議決権行使は書面による方法により事前に行うことが可能ですので、ぜひご利用ください。



●交通のご案内

京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩3分